

令和6年度港湾運送事業者等原油価格高騰緊急支援事業 【補助金の交付申請手続き等の流れ】

1. 事業周知・募集期間

○募集期間：R7.1.10(金)～2.5(水) ○申請を希望される事業者の方は、まず下記担当者までご連絡願います。
福島県 港湾課 港湾整備担当 吉田 TEL:024-521-7496

2. 交付申請書類作成 ～提出

○交付申請書(第1号様式)、添付書類を作成の上、提出願います。
(燃料量は令和6年4～12月分は実績、令和7年1～3月分は見込で記載願います。)

○提出締切：令和7年2月5日(水) 厳守 ○提出先は港湾課(港湾整備担当)とし、窓口又は郵送とします。

3. 申請書類審査

○申請頂いた書類の内容を港湾課で審査後、関係部署での審査・調整を経て、補助金の交付決定通知を各事業者へ送付します(3月中旬までの送付を予定)。

4. 交付決定通知

5. 実績報告～補助金交付

○補助対象期間が終了後、速やかに実績報告書(第6号様式)を提出願います。

○実績報告書の内容を確認後、額の確定を行い、各社へ通知します。

○額の確定通知を受けた事業者からの請求書(第7号様式)を受理後、補助金を交付します。
(6月下旬までの入金を予定)

6. 仕入控除税額に伴う 補助金額の一部返還

○補助対象期間分の消費税の確定申告完了後、仕入に係る消費税相当額報告書(第8号様式)を提出願います。

○仕入に係る消費税相当額の返還に関する通知を各事業者へ送付しますので、返還をお願いします。